

労働環境の相談等に関する規程

平成19年4月1日
規程第70号

(総則)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学（以下「法人」という。）の労働環境調整委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する事項について定める。

(目的)

第2条 委員会は労働環境に関する職員の意見・相談・苦情等（以下、「相談等」という）を受けて、必要な調査・審議・決定を行い、もって職員の福祉に寄与することを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は、使用者側代表委員3名、労働者代表委員3名、計6名の委員をもって構成する。

(任命)

第4条 使用者側代表委員は、理事長が任命する。労働者代表委員は、職員の過半数代表者が推薦した者を理事長が任命する。

(議長)

第5条 委員会の議長は、使用者側代表委員の中から選任する。

(審議事項)

第6条 委員会は、次の事項を審議し理事長に答申する。

- (1) 職員が申し出た相談等の妥当性
- (2) 職員が申し出た相談等に対応するために法人がとるべき措置

(実行)

第7条 理事長は、委員会から答申のあった措置を誠実かつ適切に実行しなければならない。

(申し出)

第8条 職員は、次に掲げる事項について相談等を委員会に申し出ることができる。

- (1) 勤務時間（時間外勤務を含む。）に関する事
- (2) 配置、昇任及び研修に関する事
- (3) 福利厚生に関する事
- (4) 定年、退職及び解雇に関する事
- (5) その他前各号に準ずる労働条件に関する事

(申し出の方法)

第9条 相談等の申し出は、本人が委員会事務局に書面を提出することによって行う。書面には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 申し出の年月日
- (2) 氏名、所属
- (3) 相談等の具体的内容

(委員会の開催)

第10条 委員会は、相談の申し出があったときに開催する。

(意見聴取)

第11条 委員会は相談等に対応するために必要であると判断されるときは、本人、本人の上司、所属員または人事担当者から意見を聴取する。

(禁止事項)

第12条 所属長は、次に掲げることを行ってはならない。

- (1) 相談等を申し出ることを阻止し、または相談等を申し出ないことを奨励すること。
- (2) 相談等を申し出た者を、申し出たことを理由として、処遇において不利益に取り扱うこと。
- (3) 相談等を申し出ない者を、申し出ないことを理由として、処遇において有利に取り扱うこと。

扱うこと
(事務局)

第13条 委員会の事務局は、企画総務課に置く。

2 事務局は、議長の命を受けて委員会の開催、議事録の作成・保管、決定事項の通知その他委員会の事務に当たる。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。